

豊川市津波避難マニュアル

令和4年11月

豊川市

目 次

第 1 章 総則	1
1 マニュアルの目的	1
2 用語の意味	2
第 2 章 被害の予測	3
1 浸水・津波の計算に用いた主な条件	3
2 津波高	3
3 沿岸津波（+30cm）到達時間	3
4 浸水面積（1 cm 以上）	3
5 建物被害・人的被害	4
第 3 章 避難対象地域の指定	5
1 本マニュアルで対象とする津波	5
2 避難対象地域	6
3 津波災害警戒区域	12
第 4 章 避難場所等、避難経路等の指定	13
1 避難行動及び避難場所等	13
2 避難所等の開設	13
3 避難場所、避難目標地点、津波避難ビル、津波避難用高台、 のろシグナル、避難用階段	13
(1) 避難場所	13
(2) 避難目標地点	14
(3) 津波避難ビル	15
(4) 津波避難用高台	15
(5) のろシグナル	15
(6) 避難用階段	15
4 避難経路	15
赤根自主防災会津波避難経路図	16
大草自主防災会津波避難経路図	17
坪野自主防災会津波避難経路図	18
西方自主防災会津波避難経路図	19
御馬自主防災会津波避難経路図	20
新田・下佐脇自主防災会津波避難経路図	21
伊奈自主防災会津波避難経路図	22
平井自主防災会津波避難経路図	23
小坂井自主防災会津波避難経路図	24
5 避難困難地域	25

6	避難の方法	25
第5章	初動体制	26
1	非常配備体制	26
2	非常連絡	27
3	連絡方法	27
4	難誘導等に従事する者の安全確保	28
第6章	津波情報等の収集・伝達	29
1	津波予警報・津波情報	29
(1)	津波警報・注意報	29
(2)	津波情報	30
(3)	津波予報	30
(4)	津波予報区	31
2	津波警報等の伝達	32
(1)	市における措置	32
(2)	その他防災関係機関における措置	32
(3)	情報伝達手段	33
第7章	避難指示の発令	34
1	津波災害の避難指示の判断基準	34
2	臨海埋立地域	34
3	過去地震最大モデル浸水想定域	35
4	理論上最大想定モデル浸水想定域	35
第8章	津波防災教育・啓発及び津波避難訓練	36
1	津波防災教育・啓発の手段、方法	36
2	津波避難訓練	36
第9章	その他の留意事項	37
1	観光客、釣り客等の避難対策	37
(1)	情報伝達	37
(2)	避難に関する情報提供	37
2	災害時要配慮者の避難対策	37
(1)	情報伝達	37
(2)	避難行動の援助	37
(3)	平常時からの関係構築	38
3	事前避難対象地域	38
参考資料		39
1	津波ライン	39
	津波ライン設置箇所地図	40

2	津波標識	42
	津波標識設置箇所地図	43
3	のろしグナル	45
4	避難用階段	46

第1章 総則

1 マニュアルの目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多数の尊い命が失われましたが、そうした方々の死因のほとんどが、津波による溺死とされており、あらためて津波の恐ろしさを思い知らされたところです。

こうした中、国では、東日本大震災の発生を受け、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、「南海トラフ地震」に係る被害想定最終報告を平成25年5月に公表しました。また、南海トラフで発生している大規模な地震に対する防災対策を進めるため「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を平成26年3月に公表しました。

愛知県においては、国の被害想定を参考に南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、新たな地震規模を想定した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成23～25年度）を実施し、平成26年5月30日に公表しました。その結果、本市では、過去地震最大モデルで、最大津波高3.2m、浸水面積（1cm以上）160ha、津波到達時間（津波高30cm）78分、理論上最大想定モデル（ケース①）で、最大津波高3.5m、浸水面積（1cm以上）267ha、津波到達時間（津波高30cm）77分と被害予測されました。

こうした中、本市においては津波対策として、平成25年度に3つの津波避難ビルの指定、平成27年度に市道33箇所に津波ラインの設置、平成28年度に県道3箇所に津波標識の設置、また、随時、浸水被害が想定される地域の自主防災会と協力し、津波避難経路図の作成及び津波避難誘導看板の設置を行ってまいりました。さらに、平成29年度及び令和2年度に、御津2区（御津町佐脇浜）に津波避難用高台及び避難誘導装置（のろシグナル）の整備、令和3年度には御津1区（御津町御幸浜）に避難用階段の設置を行いました。

本マニュアルは、巨大地震による津波の発生に備え、本市における避難対象地域や基本的な対応を策定することにより、市民や観光客等の人命を守るため、適切な避難行動の実施、並びに市民や各団体等の津波避難対策に資することを目的として、円滑な津波避難を行うための市の全体的な対応を定めるものとします。

2 用語の意味

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するためのもので、一定期間被災者が滞在する避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない場合がある。
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
最初の地震	「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上」、「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満」、「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震。
後発地震	最初の地震の後、またはゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震。

第2章 被害の予測

1 浸水・津波の計算に用いた主な条件

地震・津波	過去地震最大モデルの津波	理論上最大想定モデルの津波
地殻変動量	考慮	考慮
初期潮位(T.P.)	名古屋港=1.2m その他1.0m	名古屋港=1.2m その他1.0m
盛土構造物(土堰堤)	東海・東南海地震(愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査 H15.3)に対し耐震性を有している箇所および液状化危険度が小さい箇所については50%沈下、それ以外は75%沈下(いずれも越流したら破堤)	75%沈下 (越流したら破堤)
コンクリート構造物	震度6弱以上で倒壊	震度6弱以上で倒壊
樋門樋管・水門・陸閘	耐震化かつ遠隔操作化・自動化対応している施設及び常時閉鎖施設は閉鎖、それ以外は開放	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	沈下量を推定し、越流水深2mを越えると倒壊(名古屋港高潮防波堤、衣浦港高潮防波堤及び三河港神野北防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)	震度6弱以上で倒壊 (名古屋港高潮防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)
計算時間	12時間	12時間

2 津波高

過去地震最大モデル	3.2m
理論上最大想定モデル ケース①	3.5m

3 沿岸津波(+30cm)到達時間

過去地震最大モデル	78分
理論上最大想定モデル ケース①	77分

4 浸水面積(1cm以上)

過去地震最大モデル	160ha
理論上最大想定モデル ケース①	267ha

5 建物被害・人的被害

区分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼 失棟数】	地震動	約 2,100 棟	約 20,000 棟
	液状化	約 10 棟	約 10 棟
	津波・浸水	約 10 棟	約 10 棟
	急傾斜地 崩壊等	約 20 棟	約 20 棟
	火災	約 800 棟	約 5,300 棟
	合計	約 2,900 棟 ※冬夕方 18 時の場合	約 25,000 棟 ※冬夕方 18 時の場合 (地震:東側ケース、 津波ケース①)
人的被害 【死者数】	建物倒壊	約 100 人	約 1,100 人
	浸水・津波	約 20 人	約 60 人
	急傾斜地 崩壊等	わずか	わずか
	火災	わずか	約 200 人
	合計	約 100 人 ※冬深夜 5 時の場合	約 1,400 人 ※冬深夜 5 時の場合 (地震:東側ケース、 津波ケース①)

※端数処理の為、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

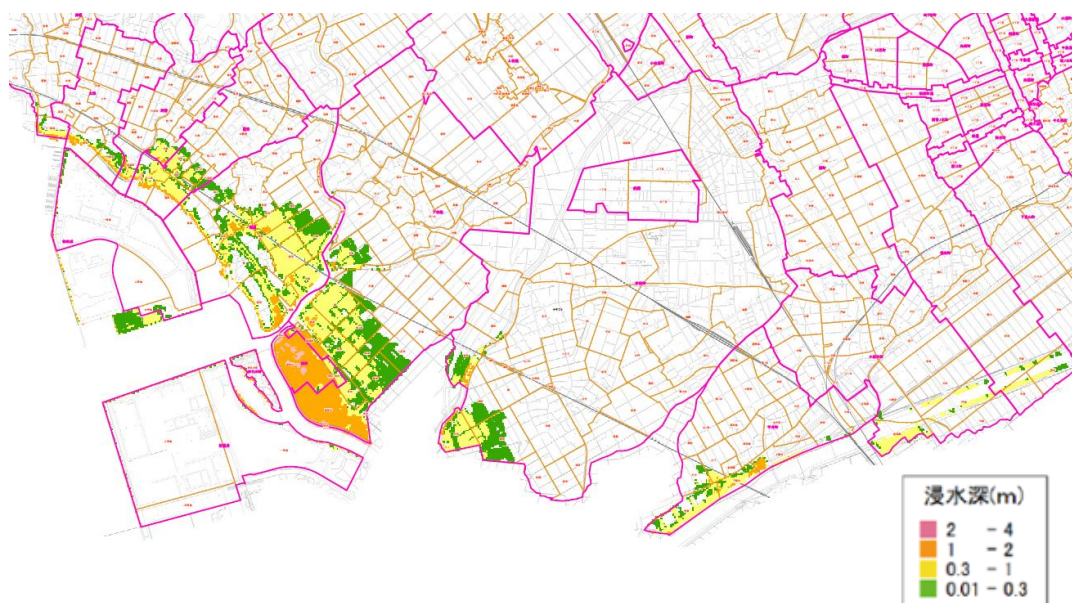
資料/豊川市地域防災計画

第3章 避難対象地域の指定

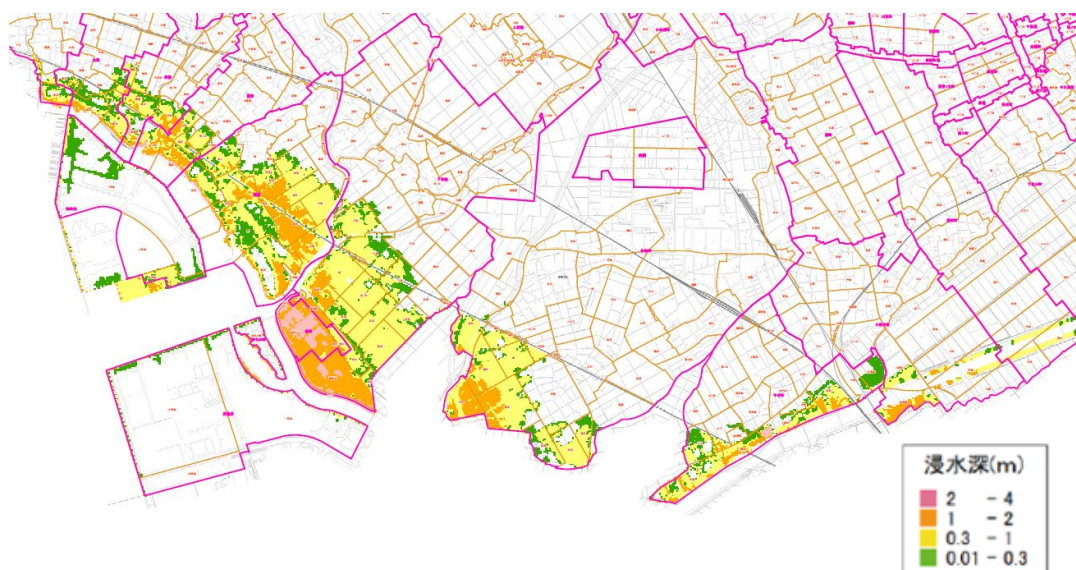
1 本マニュアルで対象とする津波

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）に基づき、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせた「過去地震最大モデル」と、主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について想定することとした「理論上最大想定モデル」の2つを津波浸水想定とします。

過去地震最大モデル



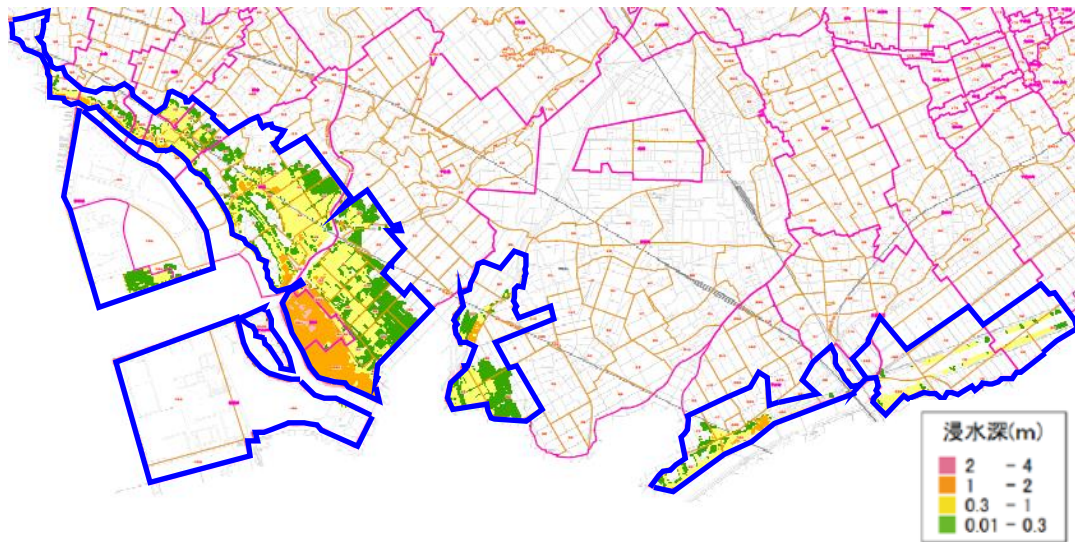
理論上最大想定モデル



2 避難対象地域

本市における避難対象区域は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）の「過去地震最大モデル」と、本市に影響が大きいケースとして「理論上最大想定モデル」津波断層モデルケース①を対象とします。

過去地震最大モデル



中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちようみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一ノ地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二ノ地			
		さんごうち 三ノ地			
(御津2区) 御津町	(御津2区) みとちようさわかきはま 御津町佐脇浜	あれきき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団
		いちごうち 一ノ地			
		にごうち 二ノ地			
(御津南部小学校区)	みとちようあかね 御津町赤根	しもかわ 下川	33	82	御津第2分団
		まえはま 前浜	30	45	
(御津南部小学校区)	みとちようおおくさ 御津町大草	しんでん 新田	54	100	
		そとしんでん 外新田	32	97	
(御津南部小学校区)	みとちようなぎの 御津町浮野	はましんでん 浜新田	24	78	
		むらさき 村崎	4	8	
(御津南部小学校区)	みとちようにしがた 御津町西方	いりはま 入浜	12	31	
		ひろた 広田	2	4	
		あげはま 揚浜	55	94	

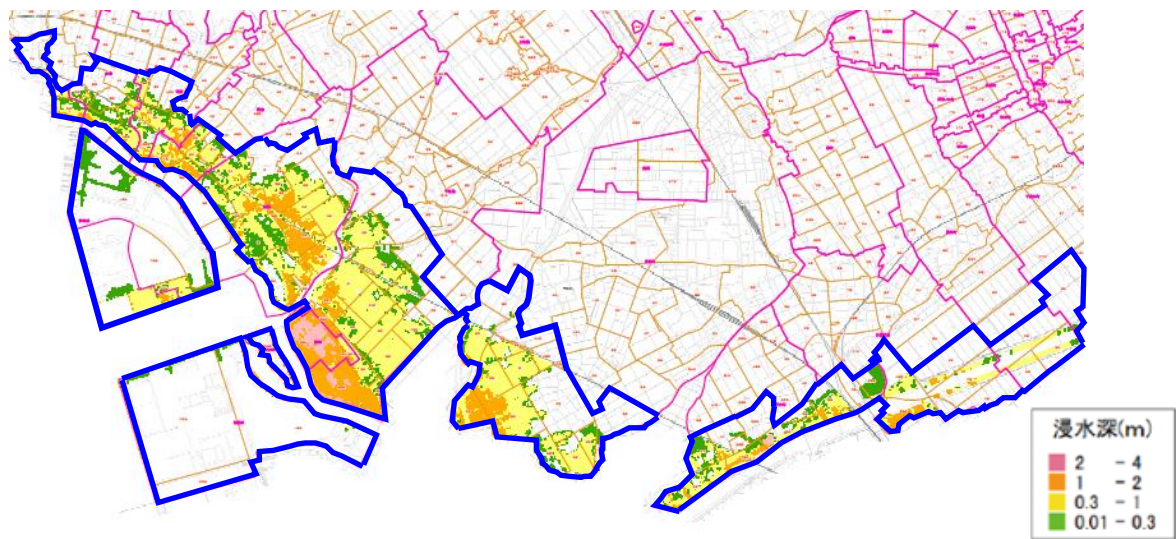
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちようにしがた 御津町西方	はまだ 浜田	5	8	御津第2分団
		じょうのくち 常ノ口	3	9	
		しもはまみち 下浜道	0	0	
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちようおんま 御津町御馬	しおはま 塩浜	70	149	御津第3分団
		しおいり 塩入	91	208	
		はまだ 浜田	42	126	
		にし 西	159	398	
		ひがし 東	173	434	
		むかいみち 向道	3	9	
		なかだ 仲田	1	4	
		うめだ 梅田	80	187	
		ながれだ 流田	23	61	
		かわぼた 川端	0	0	
		なかじま 中島	13	20	
		にしうめ 西梅	0	0	
		御津中学校	(御津南部小学校区) みとちようしんでん 御津町新田	すなやま 砂山	
しんすなやま 新砂山	1			3	
あらいだし 洗出	0			0	
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちようしもきわき 御津町下佐脇	しんあらいだし 新洗出	0	0	御津第3分団
		あらいだし 洗出	17	50	
		しんうめだ 新梅田	0	0	
		うめだ 梅田	4	14	
		みやこ 都	3	4	
		てんじん 天神	8	21	
		なかあれ 仲荒	7	21	
		なかのつげ 仲ノ坪	0	0	
		ひきどおし 引通	2	2	
		はまみち 浜道	0	0	
		ぎろう 義郎	0	0	
		はったんだ 八反田	0	0	
		御津中学校対象地区合計		46 地区	
小坂井中学校	(小坂井西小学校区) いなちよう 伊奈町	ながれだ 流田	0	0	小坂井第3分団
		あまだ 雨田	1	5	
		しおた 汐田	0	0	
		ふかた 深田	3	3	
		つるた 鶴田	2	4	

小坂井中学校	いなちょう 伊奈町	まるのうち 丸ノ内	1	3	小坂井第3分団
	(小坂井西小学校区) ひらいちょう 平井町	あばら 安原	0	0	
		じょうほう 丈方	1	8	
		やました 山下	5	19	
		くらはざま 倉狭間	14	37	
		したふじい 下藤井	0	0	
		さかたまえ 坂田前	37	103	
		かみふじい 上藤井	0	0	
		しんめい 神明	8	8	
	ひろみしま 広見島	0	0	小坂井第1分団	
	(小坂井東小学校区) こさかいちょう 小坂井町	はちまんでん 八幡田	3	8	小坂井第1分団
		ささみげら 笹見原	0	0	
		かけだ 欠田	0	0	
		かどむかえ 門迎	0	0	
		おおじま 大島	3	9	
	(小坂井東小学校区) しのすかちょう 篠束町	ひらめし 平飯	0	0	
		やはぎ 矢筈	0	0	
		あらかき 荒木	0	0	
	小坂井中学校対象地区合計		23 地区	78 世帯	207 人
対象地区総合計		69 地区	1,029 世帯	5,218 人	

※1. 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

2. 御津1区、御津2区人口は、令和4年4月1日従業員数

理論上最大想定モデル



中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちようみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一ノ地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二ノ地			
		さんごうち 三ノ地			
(御津2区) みとちよう 御津町	(御津2区) みとちようさわかきはま 御津町佐脇浜	あれのき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団
		いちごうち 一ノ地			
		にごうち 二ノ地			
(御津南部小学校区) みとちようあかね 御津町赤根	(御津南部小学校区) みとちようおおくさ 御津町大草	しもかわ 下川	33	82	御津第2分団
		まえはま 前浜	30	45	
(御津南部小学校区) みとちようおおくさ 御津町大草	にしはま 西浜	さいごう 西郷	15	32	
		しんでん 新田	67	193	
		とうごう 東郷	54	100	
		そとしんでん 外新田	41	112	
		うえたけ 上竹	32	97	
(御津南部小学校区) みとちようなぎの 御津町湊野	はましんでん 浜新田	うえたけ 上竹	17	43	
		はましんでん 浜新田	24	78	
		くすのき 楠木	1	3	
		やなぎはら 柳原	0	0	
		もちだ 餅田	3	13	
ろくたんだ 六反田	19	49			

御津中学校	みとちょうなぎの 御津町湊野	むらさき 村崎	4	8	御津第2分団	
	(御津南部小学校区)	いりはま 入浜	12	31		
	みとちょうにしがた 御津町西方	ひろた 広田	2	4		
		あげはま 揚浜	55	94		
		はまだ 浜田	5	8		
		じょうのくち 常ノ口	3	9		
		しちはまみち 下浜道	0	0		
	(御津南部小学校区)	しおはま 塩浜	70	149	御津第3分団	
	みとちょうおんま 御津町御馬	しおいり 塩入	91	208		
		はまだ 浜田	42	126		
		にし 西	159	398		
		ひがし 東	173	434		
		むかいみち 向道	3	9		
		ながとこ 長床	58	131		
		なかだ 仲田	1	4		
		うめだ 梅田	80	187		
		ながれだ 流田	23	61		
		かわばた 川端	0	0		
		ぜんだ 膳田	15	38		
		なかじま 中島	13	20		
		にしうめ 西梅	0	0		
	(御津南部小学校区)	すなやま 砂山	0	0		御津第3分団
	みとちょうしんでん 御津町新田	しんすなやま 新砂山	1	3		
		あらいだし 洗出	0	0		
	(御津南部小学校区)	しんあらいだし 新洗出	0	0		御津第3分団
	みとちょうしもきわき 御津町下佐脇	あらいだし 洗出	17	50		
		しんうめだ 新梅田	0	0		
うめだ 梅田		4	14			
みやこ 都		3	4			
てんじん 天神		8	21			
ごしょ 御所		61	154			
なわて 縄手		49	105			
なかあれ 仲荒		7	21			
なかのつぼ 仲ノ坪		0	0			
ひきどおし 引通		2	2			
はまみち 浜道		0	0			

御津中学校	(御津南部小学校区) みとちょうしもきわき 御津町下佐脇	はちじり 八尻	0	0	御津第3分団
		へいじ 平次	2	4	
		ぎろう 義郎	0	0	
		はつたんだ 八反田	0	0	
		たぐま 田熊	0	0	
御津中学校対象地区合計		61 地区	1,299 世帯	5,888 人	
小坂井中学校	(小坂井西小学校区) いなちょう 伊奈町	ながれだ 流田	0	0	小坂井第3分団
		あまだ 雨田	1	5	
		しおた 汐田	0	0	
		ふかた 深田	3	3	
		まるのうち 丸ノ内	1	3	
		やなぎ 柳	0	0	
		だいみょうじん 大明神	2	4	
		つるた 鶴田	2	4	
		いちば 市場	120	333	
		まつあい 松間	0	0	
		じんでん 神田	0	0	
		くずはら 葛原	4	13	
	(小坂井西小学校区) ひらいちょう 平井町	あぼら 安原	0	0	小坂井第1分団
		じょうほう 丈方	1	8	
		やました 山下	5	19	
		くらはざま 倉狭間	14	37	
		したふじい 下藤井	0	0	
		きかたまえ 坂田前	37	103	
		かみふじい 上藤井	0	0	
		よしぞえ 芳添	1	2	
しんめい 神明		8	8		
あなせ 穴瀬		0	0		
ひろみしま 広見島	0	0			
小坂井中学校	(小坂井東小学校区) こさかいちょう 小坂井町	はちまんでん 八幡田	3	8	小坂井第1分団
		さきみばら 笹見原	0	0	
		かけだ 欠田	0	0	
		かどむかえ 門迎	0	0	
		おおじま 大島	3	9	
	(小坂井東小学校区) しのずからちょう 篠東町	ひらめし 平飯	0	0	小坂井第1分団
		やはぎ 矢筈	0	0	
		あらかき 荒木	0	0	
小坂井中学校対象地区合計		31 地区	205 世帯	559 人	

南部中学校	(牛久保小学校区) しもながやまちょう 下長山町	じんでん 神田	0	0	牛久保分団
南部中学校対象地区合計		1 地区	0 世帯	0 人	
対象地区総合計		93 地区	1,504 世帯	6,447 人	

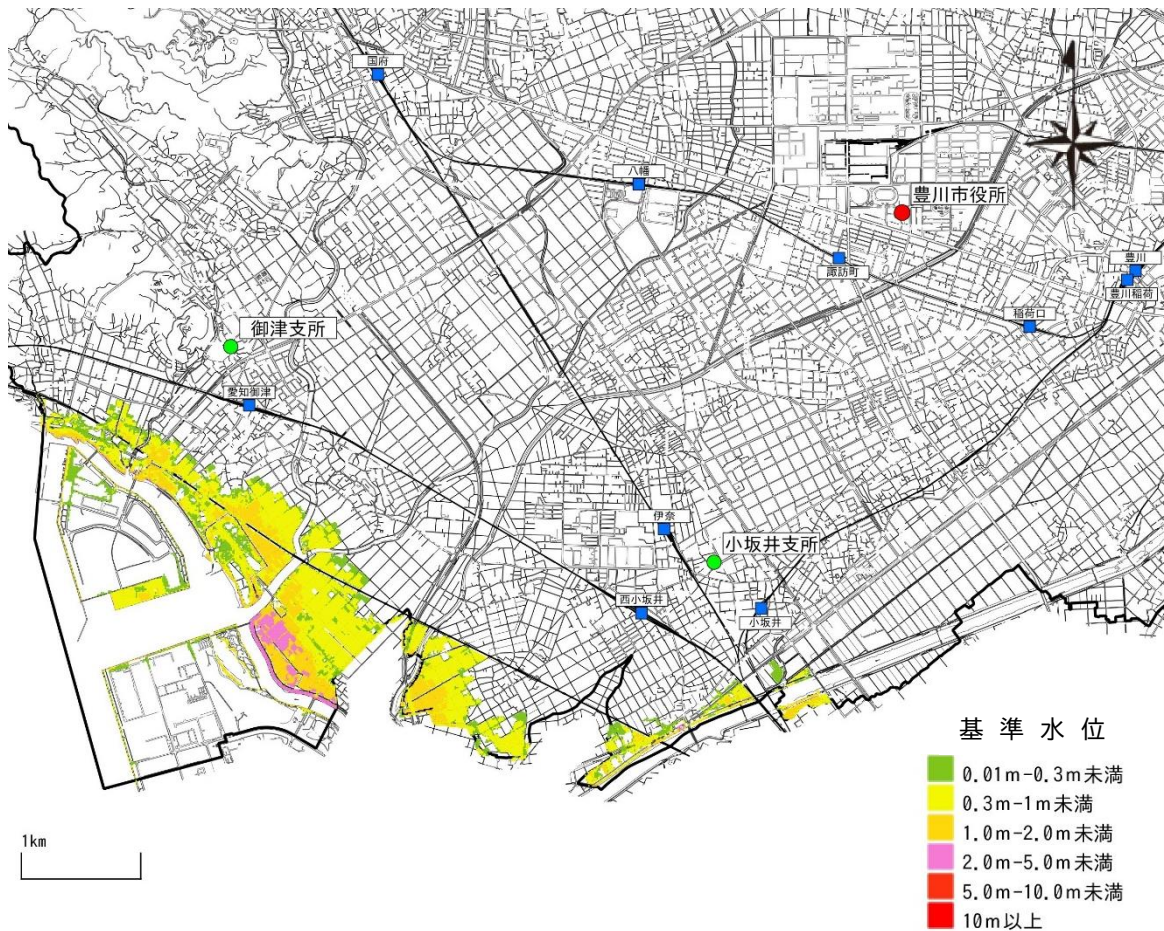
※1. 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

2. 御津1区、御津2区人口は、令和4年4月1日従業員数

3 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和元年7月に愛知県知事が指定しました。

津波災害警戒区域が指定されたことにより、従来からの津波ハザードマップに加え、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示、周知することで警戒避難体制を図ることとなります。



第4章 避難場所等、避難経路等の指定

1 避難行動及び避難場所等

大津波警報又は津波警報が発表された場合、市は避難指示を発令し、その場合危険な地域からの一刻も早い避難行動を取る必要があります。

また、震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があります。津波浸水想定区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要です。その際には、特定の避難所や避難地以外にも、高台等の少しでも標高の高いところへ避難する必要があります。

市では、津波の浸水が予想される区域（9地区）の自主防災会と協議し、津波避難経路図を作成しており、その中で避難目標となっている場所（3で指定する避難場所、避難目標地点及び津波避難ビル。以下「避難目標等」という。）へ速やかに避難するものとします。

ただし、前述のとおり、各自の判断で避難目標等以外のところへ避難することを妨げるものではありません。

2 避難所等の開設

避難目標等への避難が完了し、その後もしばらく警戒が必要となる場合には、避難所へ移動することとなります。

豊川市で震度5弱以上の地震が発生したときは、市内のすべての避難所を開設するため、避難者は、避難目標等や一時的に避難した場所から随時、近くの避難所へ移動するものとします。

また、震度5弱に満たない地震の場合は、避難場所の建物のうちの一部を避難所として開設するものとします。

3 避難場所、避難目標地点、津波避難ビル、津波避難用高台、のろしグナル、避難用階段

(1) 避難場所

避難場所は、被災住民が一定期間避難生活を送る避難所とは別に、切迫した危険から難を逃れる場であり、以下のとおりとします。

名 称	所 在 地	収容可能人数			電話番号
		長期 避難	緊急対 応初期	一時 避難	
御津中学校※	御津町浮野山下 20	1,164	1,747	3,495	75-2541
御津南部小学校※	御津町御馬加美 15	1,071	1,607	3,217	75-2003
西方地区市民館	御津町西方宮長 31	62	91	184	75-2483
御津生涯学習センター	御津町西方日暮 30	336	505	1,011	76-4714
小坂井東小学校※	小坂井町西浦 87	578	867	1,735	78-2271
小坂井高等学校	小坂井町欠田 100-1	364	546	1,093	72-2211
こごかい葵風館	小坂井町大堀 10	135	206	417	72-2122
小坂井西小学校※	伊奈町縫殿 55-1	723	1,084	2,169	78-2281
小坂井文化会館	伊奈町新屋 97-2	173	262	530	78-3000
牛久保小学校	牛久保町大手 10-2	634	952	1,911	86-7288
下長山地区市民館	下長山町堺 111-1	40	61	124	85-9619

震度5弱以上の地震が発生した場合、上記の全ての避難所を開設しますが、震度5弱に満たない場合には、※印の避難所のみ開設します

(2) 避難目標地点

避難目標地点とは、避難者が切迫する危険から回避するために避難の目標とする地点であり、避難者の住居と避難場所との位置関係や自身の体力その他の理由により、各々目標地点に向うものとします。以下は、津波の浸水が予想される区域（9地区）の自主防災会と協議し作成した津波避難経路図の中で避難目標となっている場所です。

対象地区	避難目標地点	
	第1避難目標	第2避難目標
御津町赤根	赤根ちびっ子広場 遊泉寺ちびっ子広場	ケアハウス一晃
御津町大草	大草ちびっ子広場 西部保育園	ケアハウス一晃
御津町浮野	浮野公民館・児童遊園 西方地区市民館	御津中学校
御津町西方	西方地区市民館 西方児童遊園	御津中学校
御津町御馬	御津南部小学校	御津中学校
御津町新田・下佐脇	消防署南分署 上佐脇ちびっ子広場	—
伊奈	小坂井西小学校 中央公園	—
平井町	小坂井西小学校 小坂井文化会館	—
小坂井町	小坂井東小学校	—

(3) 津波避難ビル

津波避難ビルは、避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、公共施設を指定するもので、以下のとおりです。

名 称	所 在 地	収容可能人数	電話番号	避難場所
豊川市消防署南分署	御津町下佐脇野先 52-4	150	76-2270	屋上の一部
御津南部小学校	御津町御馬加美 15	2,400	75-2003	南校舎 2・3 階、北校舎 2 階
小坂井西小学校	伊奈町縫殿 55-1	600	78-2281	北校舎 2 階

収容可能人数は、発災直後の一時避難段階の占有面積 1 m²/人で計算

(4) 津波避難用高台

御津町佐脇浜地内の臨海地区企業の従業員や、三河臨海緑地利用者が、緊急的に避難するために整備した場所です。

名 称	所 在 地	避難場所面積 (m ²)	収容可能人数 (人)	備 考
津波避難用高台	御津町佐脇浜地内	2,000	2,000	避難誘導装置あり

収容可能人数は、発災直後の一時避難段階の占有面積 1 m²/人で計算

(5) のろしグナル

津波発生時における臨海地区企業の従業員などの迅速な避難を促し、安全を確保するため、避難用高台に設置したものです。津波注意報発令で自動発光、津波警報・大津波警報発令で自動発光に加え自動発煙し、避難を呼びかけます。

(6) 避難用階段

御津 1 区臨海工業用地で操業している企業の従業員や公園等を訪れている市民等が迅速に避難できるように設置したものです。

4 避難経路

避難経路は、津波から避難する道路で、それぞれの場所から津波による浸水の恐れのない地域、避難施設、高台等へ安全に避難できる道路等です。津波の浸水が予想される区域（9 地区）の自主防災会と協議し作成した津波避難経路図（※P 16～24）による避難経路とします。なお、今回の避難経路設定に際しての徒歩避難速度は時速 3.2km(50 才男性)を基準として算定しています。

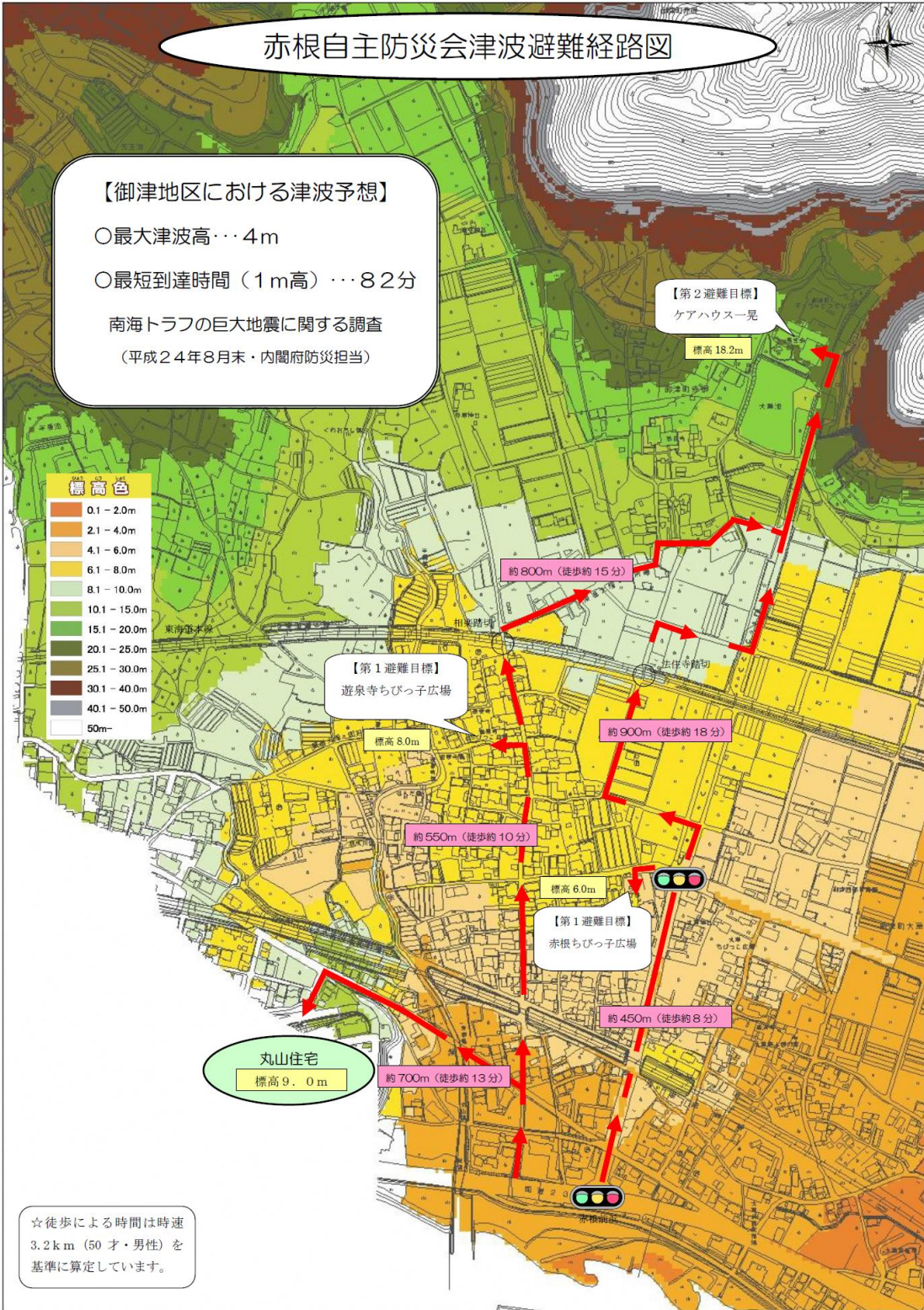
※P 16～24 の津波避難経路図は転載であり、縮尺は実際と異なります。

赤根自主防災会津波避難経路図

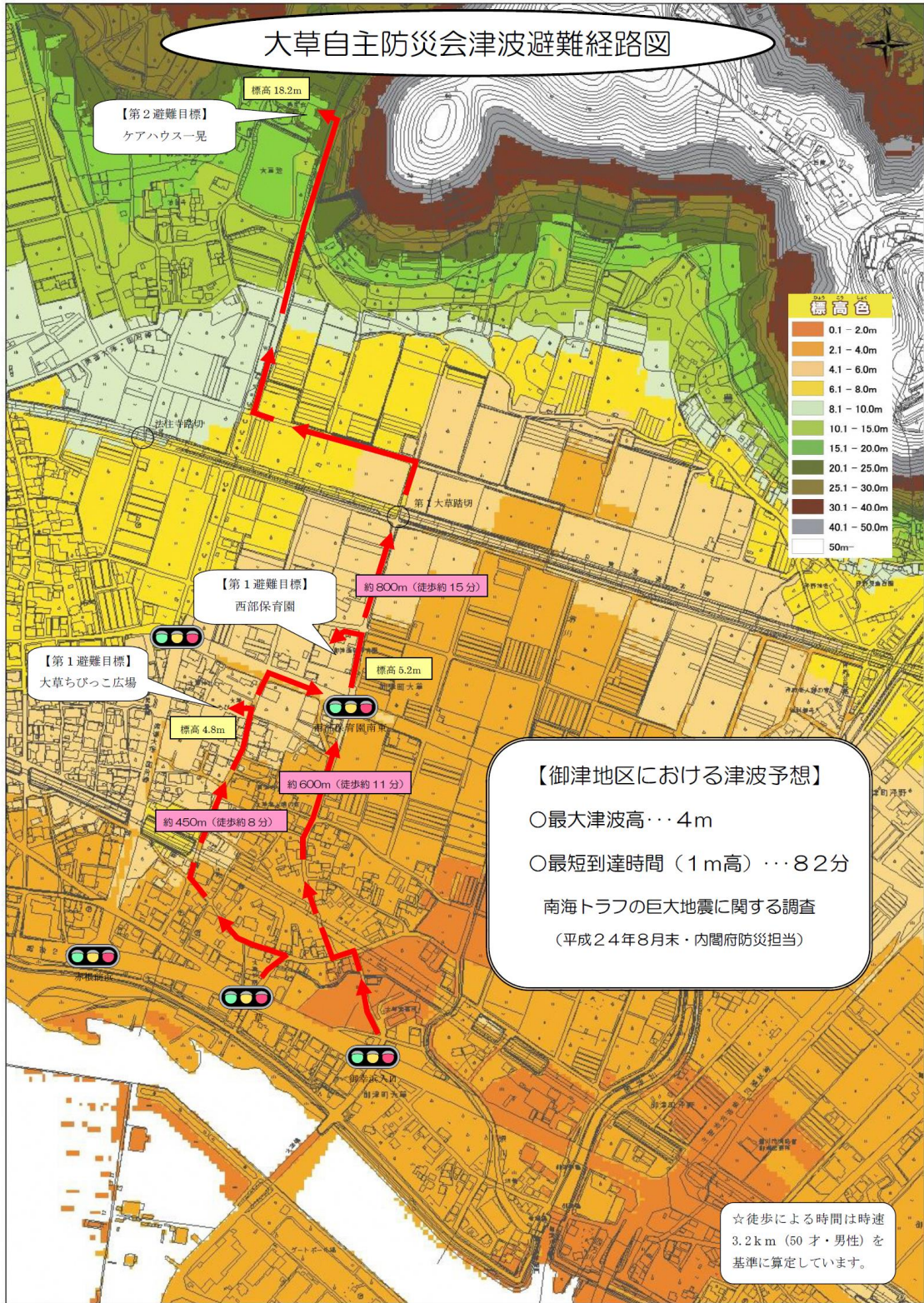
【御津地区における津波予想】

- 最大津波高・・・4m
 - 最短到達時間（1m高）・・・8.2分
- 南海トラフの巨大地震に関する調査
（平成24年8月末・内閣府防災担当）

標高色	
0.1 - 2.0m	赤
2.1 - 4.0m	赤
4.1 - 6.0m	黄
6.1 - 8.0m	黄
8.1 - 10.0m	黄
10.1 - 15.0m	黄
15.1 - 20.0m	黄
20.1 - 25.0m	黄
25.1 - 30.0m	黄
30.1 - 40.0m	黄
40.1 - 50.0m	黄
50m	黄



平成25年2月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194 縮尺 1:4,000 ※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。



平成25年2月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194

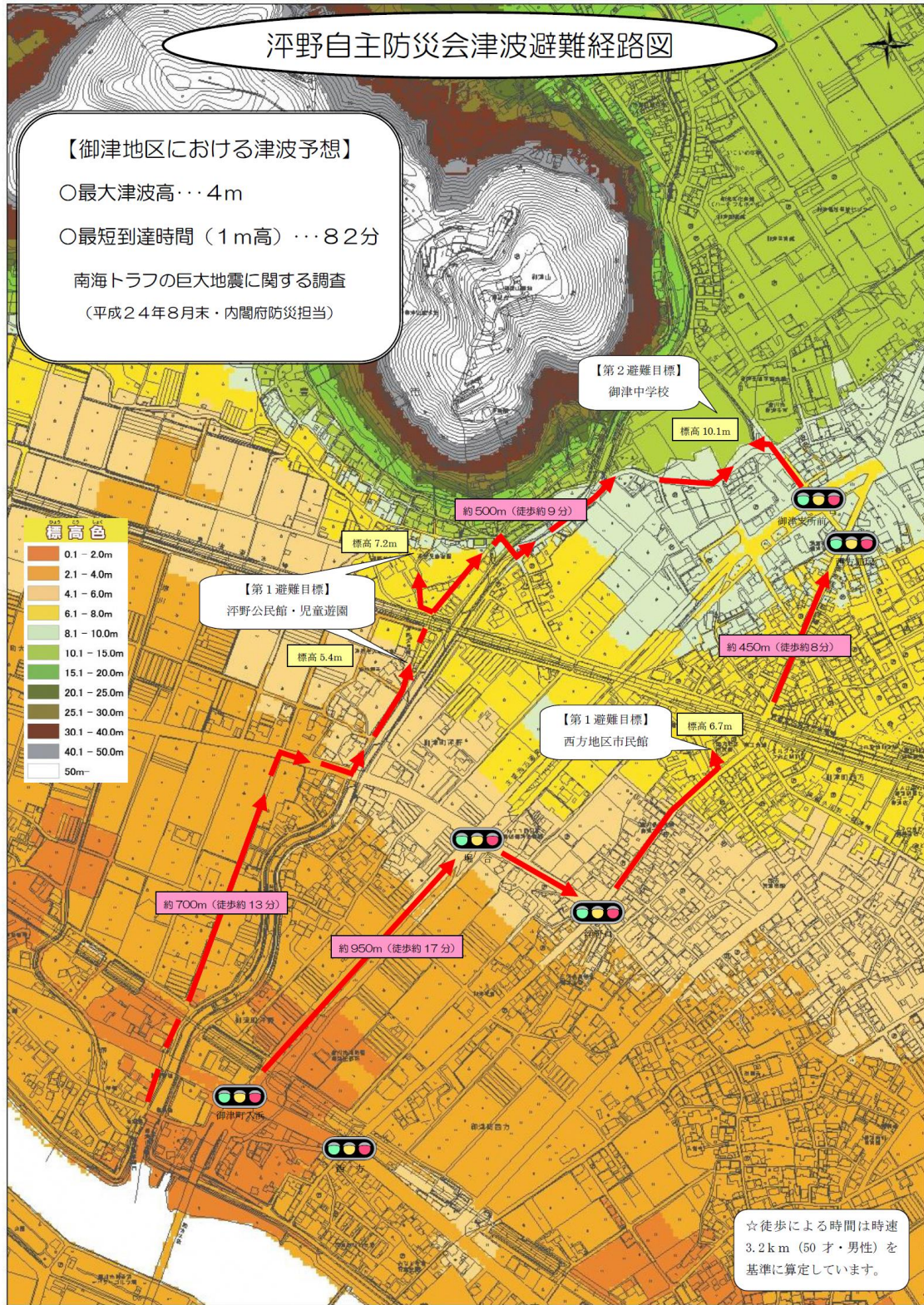
縮尺 1:4,000

※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。

坪野自主防災会津波避難経路図

【御津地区における津波予想】

- 最大津波高…4m
 - 最短到達時間（1m高）…82分
- 南海トラフの巨大地震に関する調査
（平成24年8月末・内閣府防災担当）

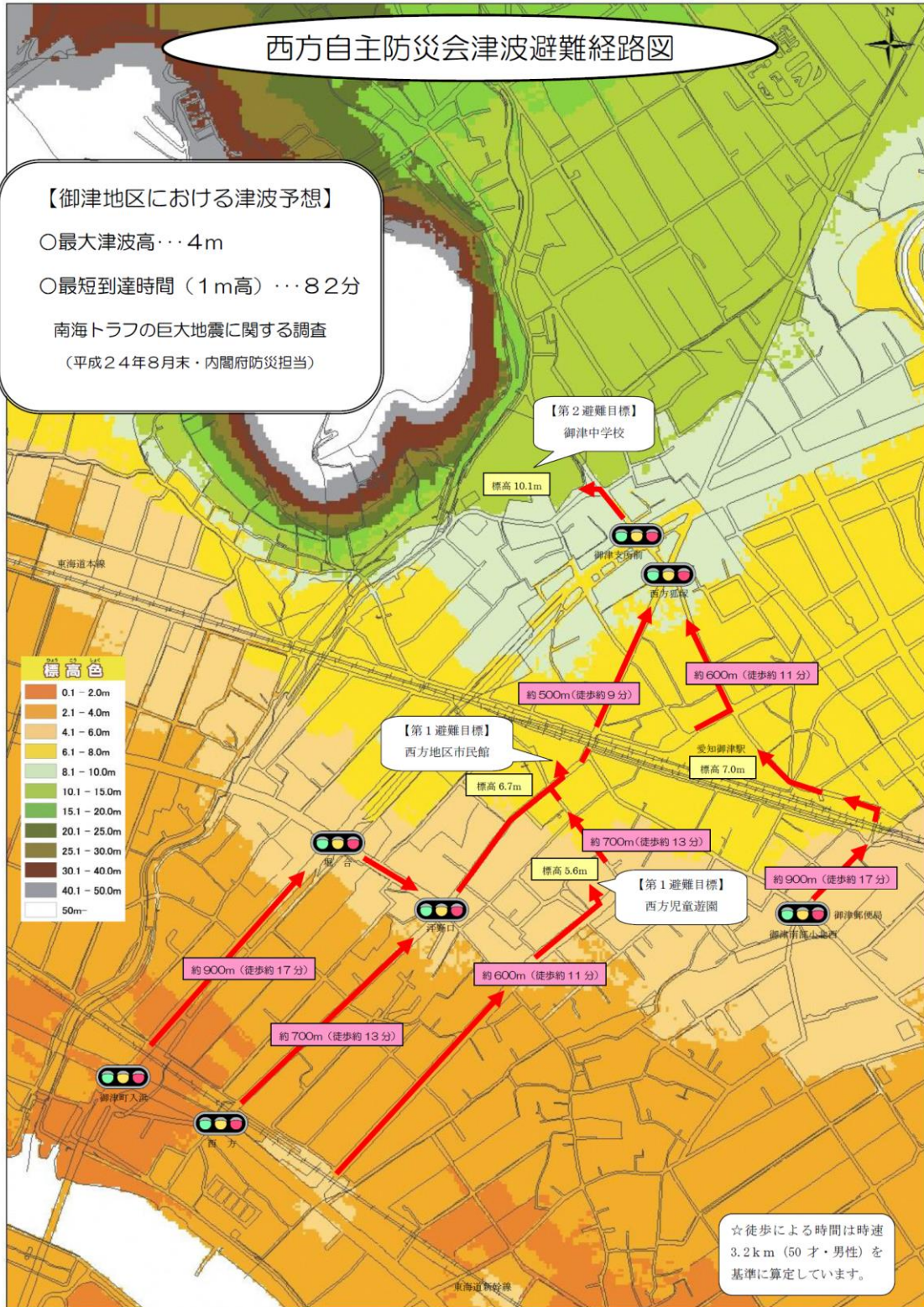


平成25年2月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194 縮尺 1:4,500 ※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。

西方自主防災会津波避難経路図

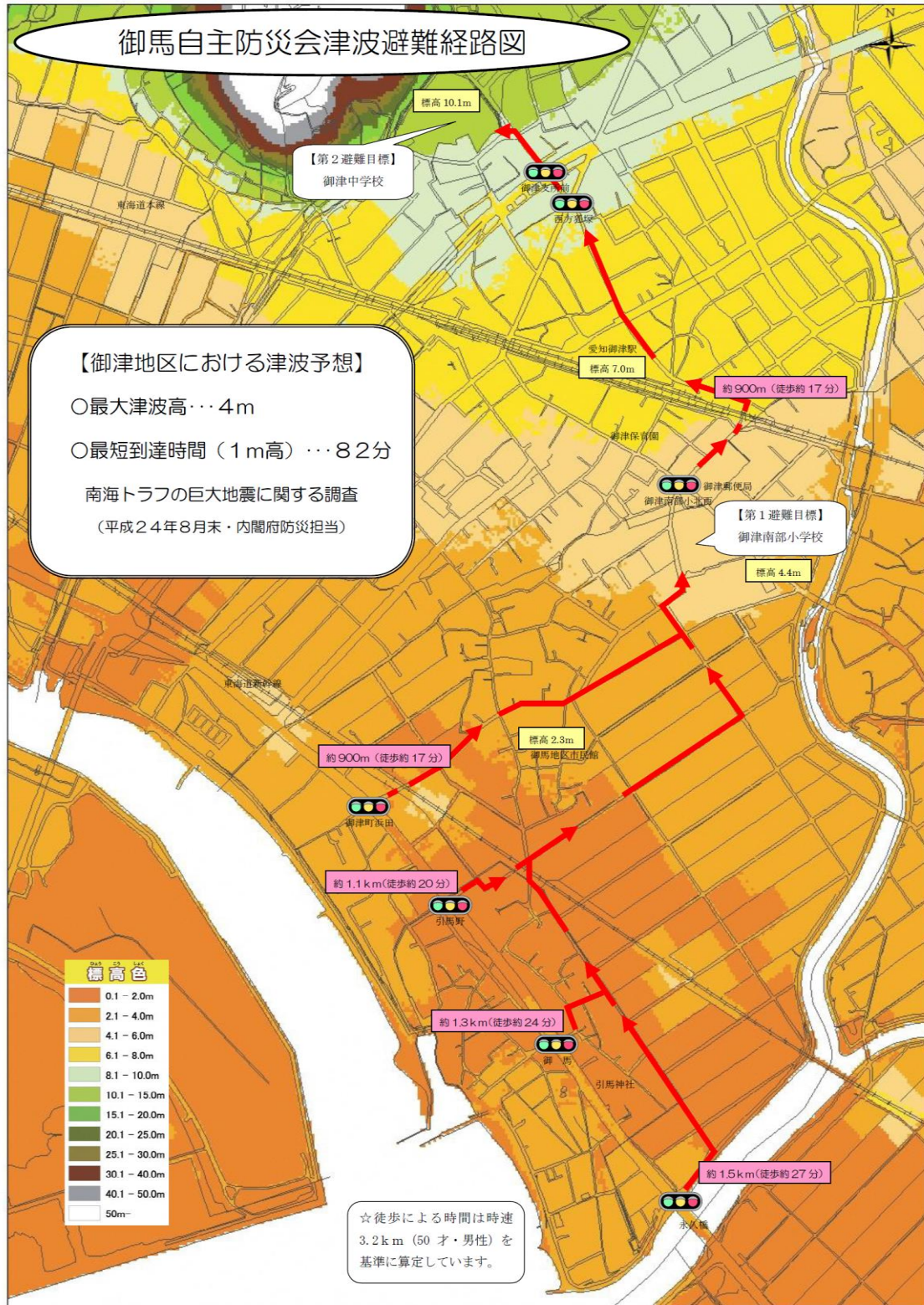
【御津地区における津波予想】

- 最大津波高・・・4m
 - 最短到達時間（1m高）・・・82分
- 南海トラフの巨大地震に関する調査
（平成24年8月末・内閣府防災担当）



平成25年2月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194 縮尺 1:5,000

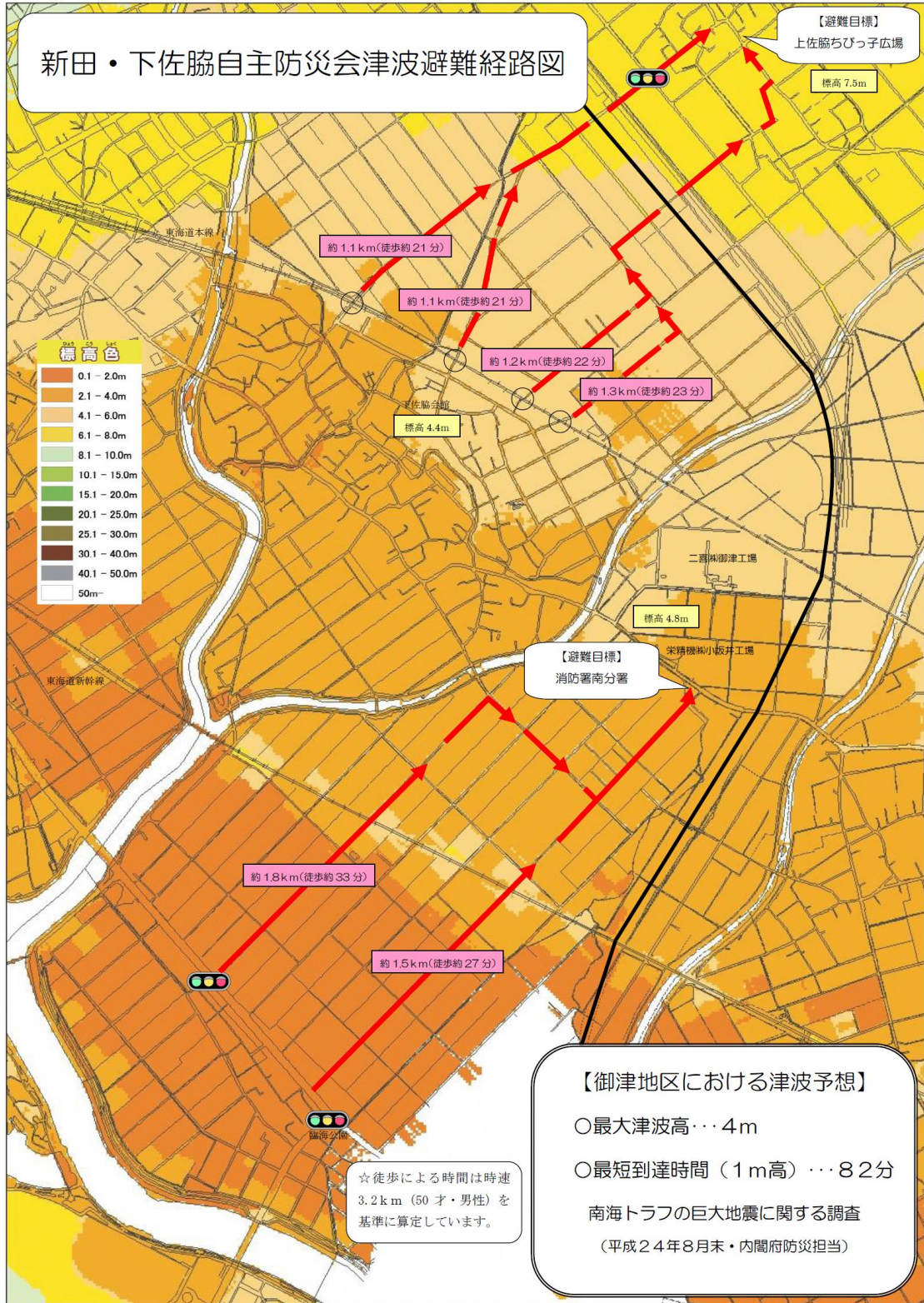
※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。



平成25年2月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194

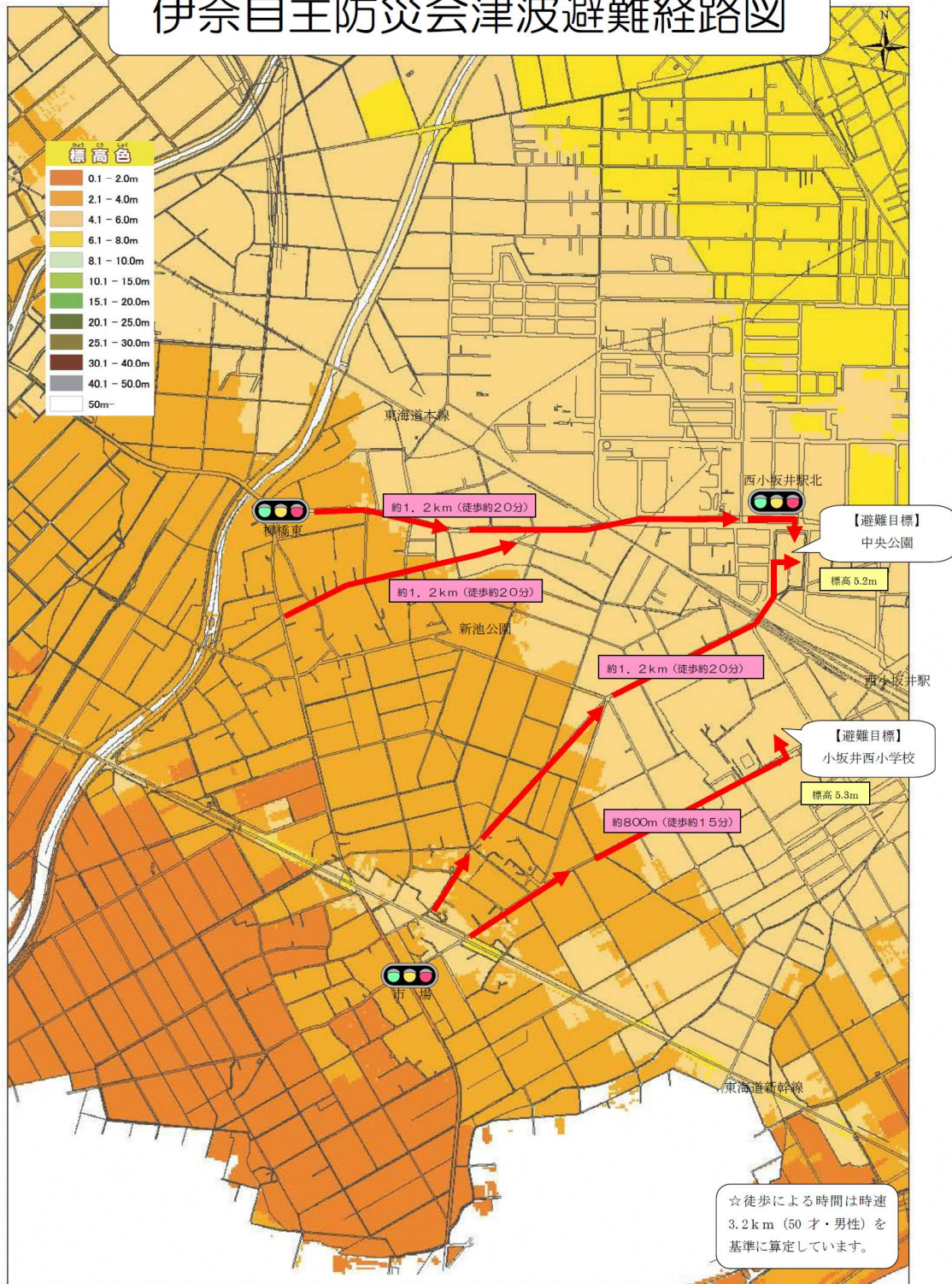
縮尺 1:6,000

※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。



平成26年3月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194 縮尺 1:7,800 ※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。

伊奈自主防災会津波避難経路図

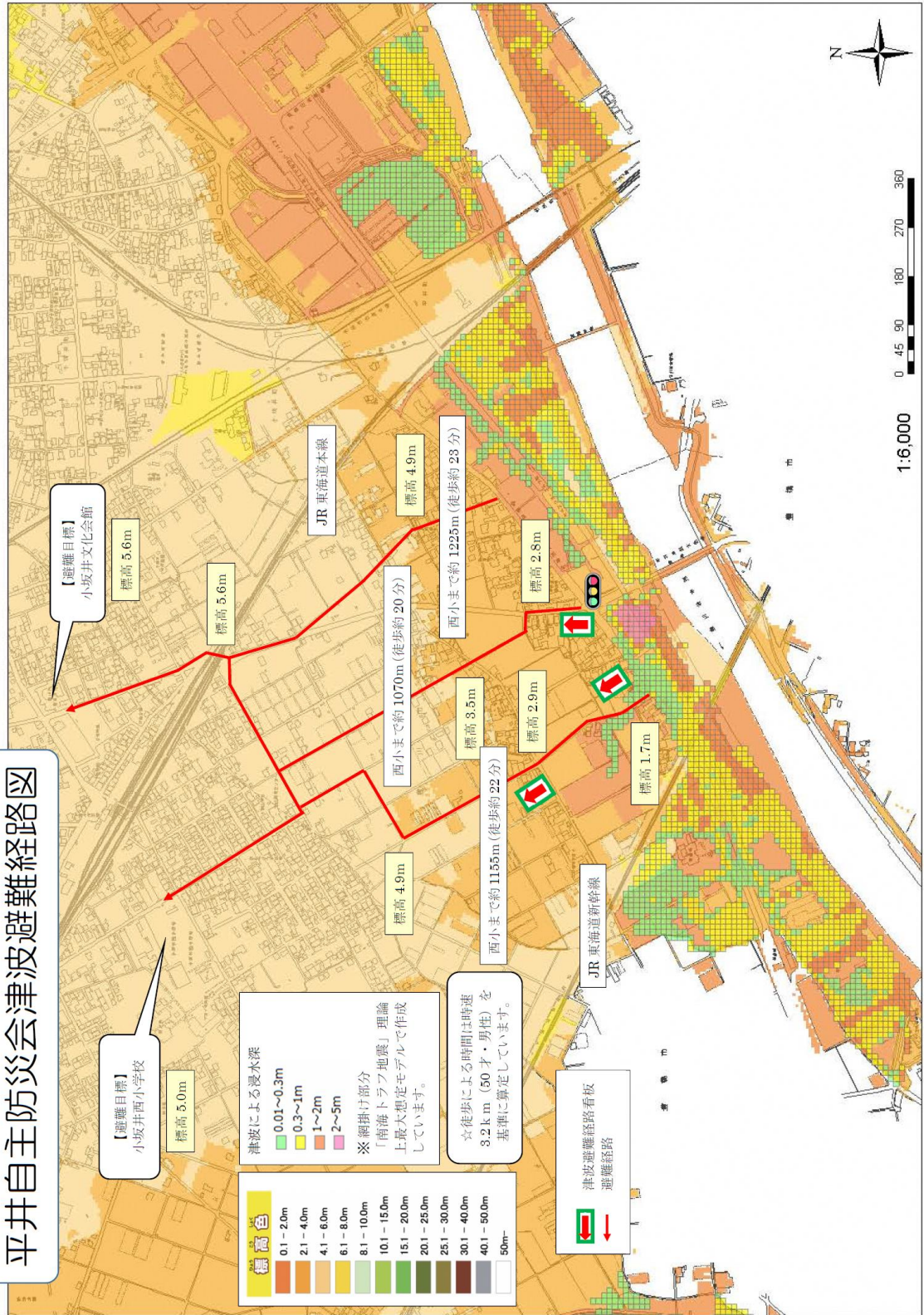


縮尺 1:7,000

平成26年3月作成 豊川市消防本部防災対策課 89-2194

※浸水区域が発表された場合、変更することがあります。

平井自主防災会津波避難経路図



平成28年4月作成 豊川市企画部防災対策課 89-2194

小坂井自主防災会津波避難経路図



平成28年4月作成 豊川市企画部防災対策課 89-2194

5 避難困難地域

本市における津波到達時間は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）に基づく「過去地震最大モデル」で78分、「理論上最大想定モデル」で77分であることから、津波の浸水が予想される区域（9地区）の自主防災会と協議し作成した津波避難経路図による避難目標までの到達時間を勘案し、避難困難地域は定めませんこととします。

6 避難の方法

避難方法は原則として徒歩とします。ただし、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者が避難する場合や、想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、やむを得ず自動車避難をする場合はこの限りではありません。

◆徒歩避難を原則とする理由

- ・地震による道路等の損傷や、液状化による道路施設被害、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害が起こるおそれがある。
- ・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、浸水・津波の到達までに避難が完了しないおそれがある。
- ・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがある。
- ・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがある。

第5章 初動体制

1 非常配備体制

災害応急対策活動を的確に実施するために、次に掲げる基準に該当したときは、それぞれ職員を動員し、非常配備体制をとるものとします。

非常配備の基準

種別	状況	配備内容
災害対策本部設置	1 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置し、収集した情報を確認し、速やかな対策が実施できる体制とする。
第1非常配備	1 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 2 豊川市で震度4以上の地震が発生したとき 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	小規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときに、関連する部課の所要の組織による活動体制を整備し、情報の収集及び伝達を実施するとともに、相互に連絡を行い、状況によっては直ちに第2非常配備体制に移行する。
第2非常配備	1 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 2 豊川市で震度5弱の地震が発生したとき 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生したときで所掌する対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えうるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備	1 豊川市で震度5強以上の地震が発生したとき 2 その他市内に予想されない重大な被害が発生したとき	大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したときに本部の全組織による活動体制を整備する。

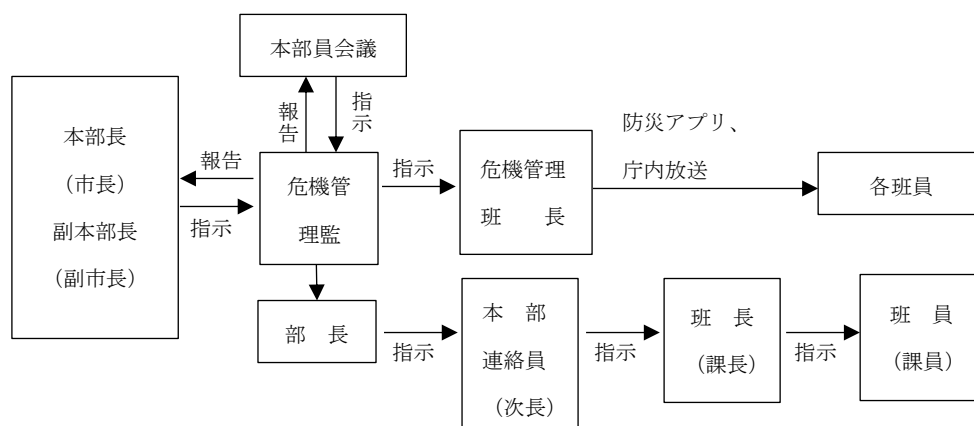
2 非常連絡

- (1) 各部長は、非常連絡を円滑に行うため、所管する部課の非常連絡の系統を定め、平時から職員に周知徹底します。
- (2) 職員は、豊川市防災アプリをインストールし防災アプリ内の「職員向け情報」を常に受信できるようにしておきます。
- (3) 災害が発生し、その災害が非常配備基準に定める事項に該当することを知ったときは、非常連絡の有無にかかわらず、自主的に参集し、所定の任務につきます。

3 連絡方法

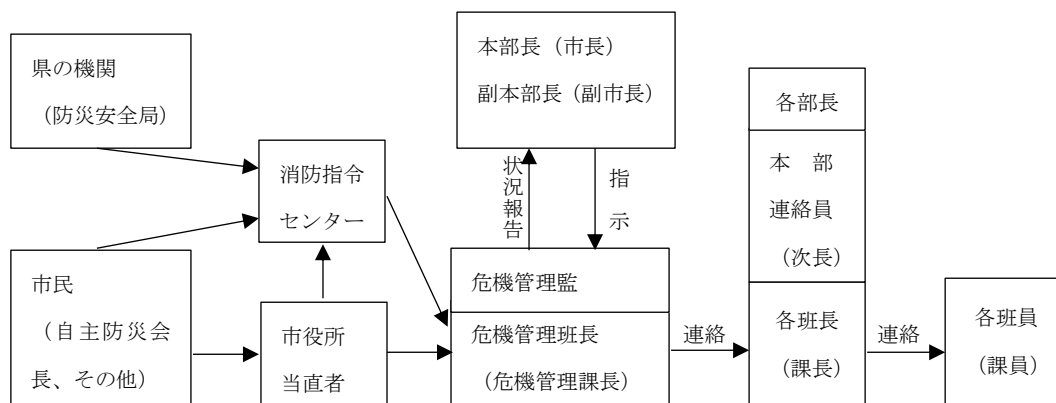
平常時

- (1) 気象情報の通知を受け災害発生が予想される場合、その大小により本部員会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとります。



週休日、休日及び平日の退庁後

- (1) 消防指令センターの通信指令課は、週休日、休日及び平日の退庁後において、愛知県等から非常配備に該当する気象情報を受領したときは、直ちに危機管理班長（危機管理課長）に緊急連絡（電話）を行うとともに、その他必要と認める上司に報告します。
また、危機管理班長は、直ちに危機管理監に報告します。危機管理監は、危機管理班長から報告を受けたときは直ちに市長、副市長に報告し、配備体制の指示を受け、各部長に連絡します。
- (2) 市役所当直者は、非常配備に該当する気象情報又は災害の発生が関係機関又は市民から通報されたとき又は自ら察知したときは直ちに危機管理班長及び消防指令センターの通信指令課に連絡します。



(注) 各部長、各班長は、各班員の住所及び連絡方法を把握しておき直ちに動員できる措置をとります。

- (3) 危機管理班長は、防災アプリ（職員向け情報）を活用し、各部へ連絡します。
- (4) 各班の班長は、防災アプリ（職員向け情報）による連絡を受けられない場合に備え、あらかじめ定めた日常連絡系統により各班員に連絡できる体制をとります。
- (5) 各班の班長は、本部連絡員（次長）から連絡を受けたときは、あらかじめ各班で定めた非常連絡系統によって各班員（職員）に連絡します。
- (6) 連絡を受けた班員は、直ちに登庁し、所定の任務につきます。
- (7) 班員は、道路の寸断、交通機関の不通などにより登庁することが不可能な場合は、その旨報告します。また、その場合、班長又は本部の指示を受けて防災活動に従事します。
- (8) 登庁することも連絡することも不可能な班員は、最寄りの市の施設又は避難所に参集し、防災活動に従事します。

4 避難誘導等に従事する者の安全確保

災害発生後、市職員、消防職員、消防団員等、災害対応に従事する職員は、自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行う必要があります。避難誘導業務等を行う各組織にあつては、活動マニュアルの整備等にあたって、退避の優先、退避ルールの確立、庁舎等の安全対策、避難誘導等に従事する者の負担軽減等について、十分配慮するものとしま

す。

また、ドローンによる迅速な津波浸水状況の把握も検討し、避難誘導等に従事する者が安全なエリア内で活動することができるよう配慮します。

なお、住民自ら身を守る意識を高めるため、防災訓練等における講話等においても、継続して啓発を行うものとしま

第6章 津波情報等の収集・伝達

1 津波予警報・津波情報（気象庁HPより）

気象庁又は名古屋地方気象台が津波及び地震に関して発表する情報は次のとおりです。

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報・注意報の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ			
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と取るべき行動	
特別警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

注 意 報	津 波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m<予想高さ≤ 1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
-------------	-----------------------	---	---------------------------	-------------	--

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

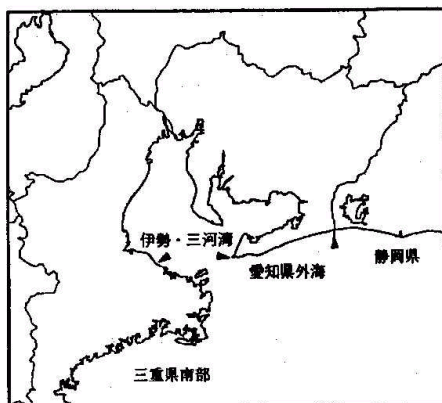
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられています。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりです。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

愛知県及び周辺の県が属する津波予報区



2 津波警報等の伝達(豊川市地域防災計画 地震・津波災害対策計画より一部引用)
津波予警報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災情報伝達システムを自動起動させるなどし、住民へ緊急情報を伝達します。

(1) 市における措置

- ア 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておきます。
- イ 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、このマニュアルに定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底します。
- ウ 強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとります。
 - (ア) 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行います。
 - (イ) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行います。
- エ 緊急地震速報については、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災情報伝達システムを通じて住民に伝達するとともに、小中学校、保育園等に設置してある受信装置により児童生徒に伝達します。

(2) その他防災関係機関における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関協力して情報等の周知徹底を図ります。

(3) 情報伝達手段

大津波警報、津波警報、津波注意報や避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するために、以下の手段により、その内容の伝達、周知を図ります。

ア 住民への周知徹底

(ア) 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災情報伝達システムを始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達します。

(イ) 伝達手段としては、防災情報伝達システム、防災アプリ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、広報車の巡回、警鐘等によるほか、自主防災組織・自治会・町内会・テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求めます。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話のインターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努めます。

(ウ) 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努めます。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡します。

第7章 避難指示の発令

本マニュアルでは、第3章 避難対象地域の指定において対象とした南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」で示された浸水想定域を主な対象区域として考えます。

なお、津波避難については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令します。ただし、避難の対象区域にあつては、津波警報等の種別により区別します。

1 津波災害の避難指示の判断基準

津波災害の避難指示の判断基準表

対象区域	【警戒レベル4】 避難指示
臨海埋立地域	津波警報
過去地震最大モデル浸水想定域	津波警報
理論上最大想定モデル浸水想定域	大津波警報

2. 臨海埋立地域

(1) 警戒すべき区域等

ア 警戒すべき区域

御津1区、御津2区

イ その他

過去地震最大想定モデル浸水想定域

(2) 避難指示の詳細判断基準

対象区域	御津1区、御津2区
対象校区	御津中学校区
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

3 過去地震最大モデル浸水想定域

(1) 警戒すべき区域等

ア 警戒すべき区域

過去地震最大モデル浸水想定域

イ その他

津波浸水想定域

(2) 避難指示の詳細判断基準

対象区域	過去地震最大モデル浸水想定域 (御津町御幸浜・御津町安礼の崎・御津町佐脇浜・御津町赤根・御津町大草・御津町沓野・御津町西方・御津町御馬・御津町下佐脇・伊奈町・小坂井町・篠東町の一部)
対象校区	御津中学校区、小坂井中学校区
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

4 理論上最大想定モデル浸水想定域

(1) 警戒すべき区域等

ア 警戒すべき区域

理論上最大想定モデル浸水想定域

イ その他

津波浸水想定域

(2) 避難指示の詳細判断基準

対象区域	理論上最大想定モデル浸水想定域 (御津町御幸浜・御津町安礼の崎・御津町佐脇浜・御津町赤根・御津町大草・御津町沓野・御津町西方・御津町御馬・御津町下佐脇・伊奈町・小坂井町・篠東町・下長山町の一部)
対象校区	御津中学校区、小坂井中学校区、南部中学校区
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に大津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

第8章 津波防災教育・啓発及び津波避難訓練

津波避難にあたっては、地域住民や事業者等に対し、津波に関する正確な知識、ハザードマップ、津波避難マニュアル、事前対策、発災時に取るべき行動等の周知、徹底を図ることが不可欠です。

また、防災意識を高め、次の世代へ着実に継承していくためには、防災教育の徹底が重要です。

家庭、学校、地域社会（自主防災会、町内会等）、事業所等及び行政が協力して、津波に関する教育・啓発と訓練の機会を作り、また、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成することで、避難訓練を繰り返し実施し、避難行動が住民一人ひとりに定着することが重要です。

1 津波防災教育・啓発の手段、方法

津波防災教育・啓発にあたっては、主に次の手段、方法により行います。

- (1) 自主防災会等における防災訓練等での防災講話
- (2) 市内全10中学校の1年生を対象とした防災教育
- (3) 防災マップ、啓発用パンフレットの配布
- (4) 市の施設や電柱、コミュニティバスのバス停等への海拔表示
- (5) 避難誘導標識（避難誘導看板、津波ライン、津波標識等）の設置
- (6) ホームページやSNS等を活用した啓発
- (7) 豊川市防災センターにおける啓発展示等

2 津波避難訓練

津波浸水想定区域内の自主防災会や、市全体での防災訓練、企業等で行う防災訓練等、主に以下の訓練等において、津波避難訓練を行います。

- (1) 豊川市総合防災訓練
- (2) 各自主防災会で実施する防災訓練
- (3) 御津臨海企業懇話会合同防災訓練

第9章 その他の留意事項

1 観光客、釣り客等の避難対策

観光客、釣り客、港湾利用者等の一時的な来訪者は、周辺の地理状況を十分把握できていない可能性が高いことから、平常時から津波の危険性や避難路、避難場所等に関する情報の周知に努める必要があります。

(1) 情報伝達

津波情報の伝達については、主に次の手段、方法により行います。

- ア 屋外にいる者に対する防災情報伝達システムでの呼びかけ
- イ 携帯電話各社を通じての緊急速報メール等での情報伝達

(2) 避難に関する情報提供

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い来訪者に対しての対策として、主に以下の対策を行います。

- ア 防災マップ、啓発用パンフレットの配布
- イ 市の施設や電柱、コミュニティバスのバス停等への海拔表示
- ウ 避難誘導標識（避難誘導看板、津波ライン、津波標識等）の設置

2 災害時要配慮者の避難対策

津波災害時において避難支援が必要となると思われる要配慮者は以下のとおりです。

避難支援を行う要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	視聴覚障がい者、外国人、子ども等
行動面	視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児等

(1) 情報伝達

防災情報伝達システムや広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文を定めておくこととします。また、聴覚障がい者や外国人等に対しては、防災アプリやホームページ、SNS等を活用し、情報伝達体制の確保を図ります。

(2) 避難行動の援助

避難行動要支援者にあつては、近所の住民や自主防災会、ボランティア等の支援が必要不可欠です。避難行動要支援者支援制度に基づき、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、以下の点に注意して、個々の具体的な避難行動の支援等をあらかじめ定めておくものとします。

ア 避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。

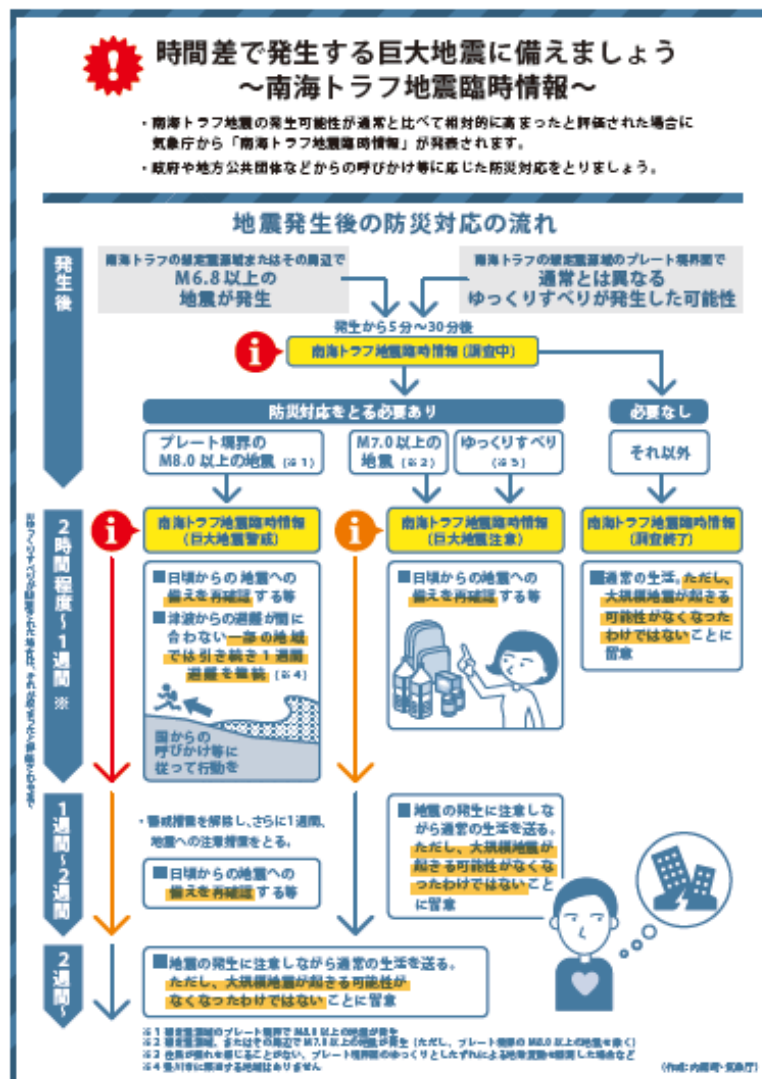
イ 自宅や近隣のビルの上階への避難（垂直避難）も検討する。

(3) 平常時からの関係構築

平常時の災害時要配慮者に関する情報は、福祉部局が専ら知り得る立場にあることから、福祉部局と防災部局が密接に連携して、避難行動要支援者支援制度等の運用にあたります。また、地域における防災訓練等への災害時要配慮者の参加を促し、地域での関係構築を図ります。

3 事前避難対象地域

「事前避難対象地域」とは、後発地震発生後で津波避難が間に合わない恐れがあるとして、各市町村によって事前に設定される地域をいいます。具体的には、30cm以上の津波浸水が30分以内に生じる地域が対象となり、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、後発地震に備え、同地域内の住民は1週間の避難が求められますが、豊川市には対象地域はありません。



参考資料

1 津波ライン

南海トラフ地震により発生する津波対策として、平成27年度に、理論上最大想定モデルの津波浸水想定ライン上の市道33箇所「津波ライン」と標示したものです。周辺住民に周知することにより、地震発生時に、迅速な避難行動に移行できるようにする目的で設置したものです。

(1) 参考写真



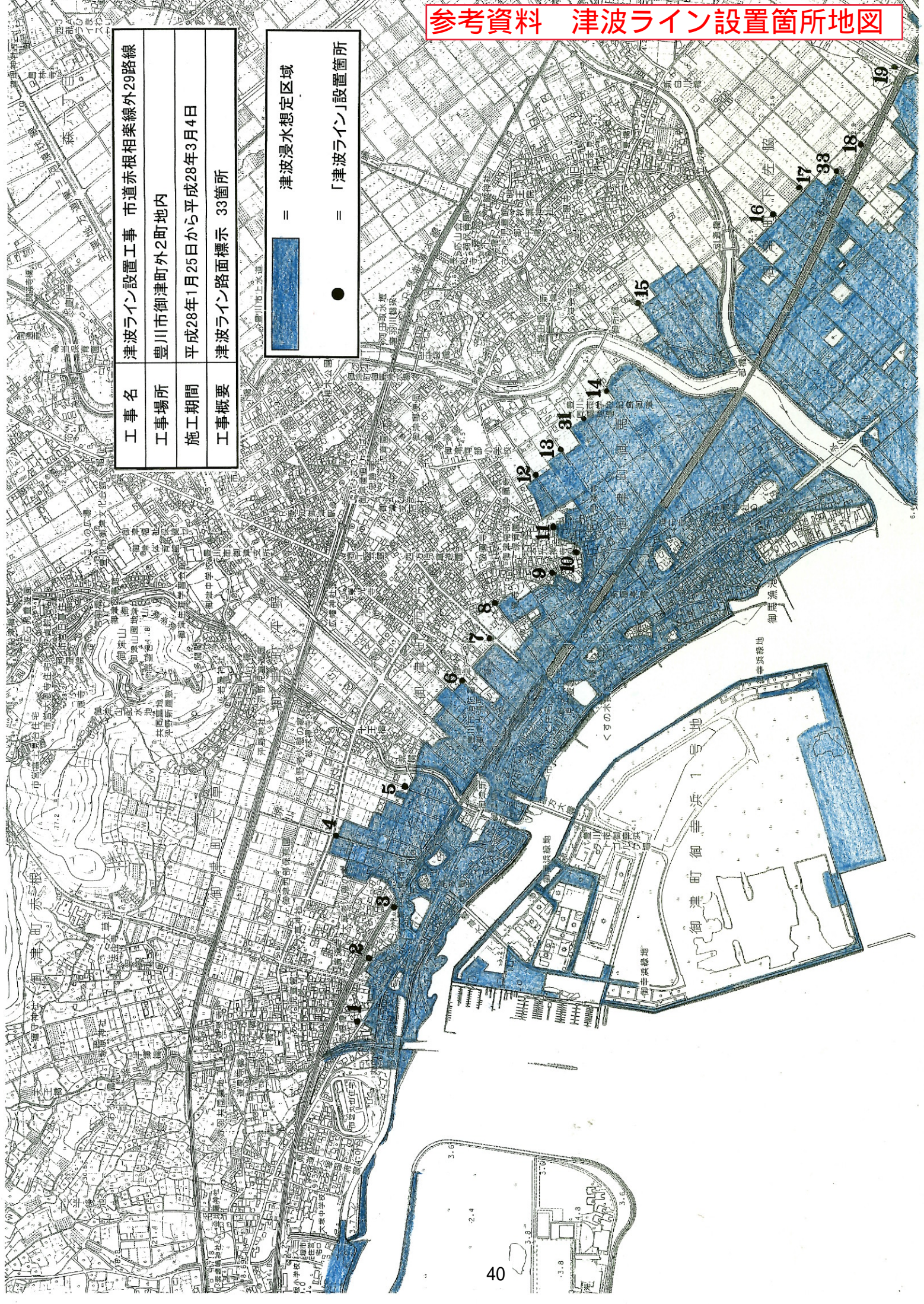
(2) 設置箇所

豊川市御津町外2町地内の33箇所
(参考資料 津波ライン設置箇所地図)

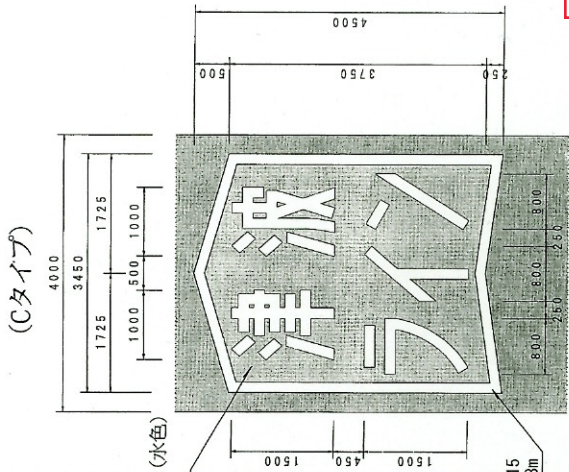
参考資料 津波ライン設置箇所地図

工事名	津波ライン設置工事 市道赤根相楽線外29路線
工事場所	豊川市御津町外2町地内
施工期間	平成28年1月25日から平成28年3月4日
工事概要	津波ライン路面標示 33箇所

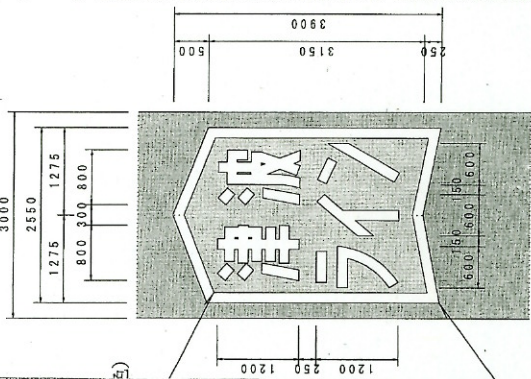
 = 津波浸水想定区域
 = 「津波ライン」設置箇所



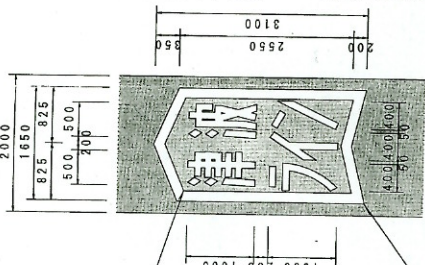
津波ライン 路面標示 (Cタイプ)



津波ライン 路面標示 (Bタイプ)

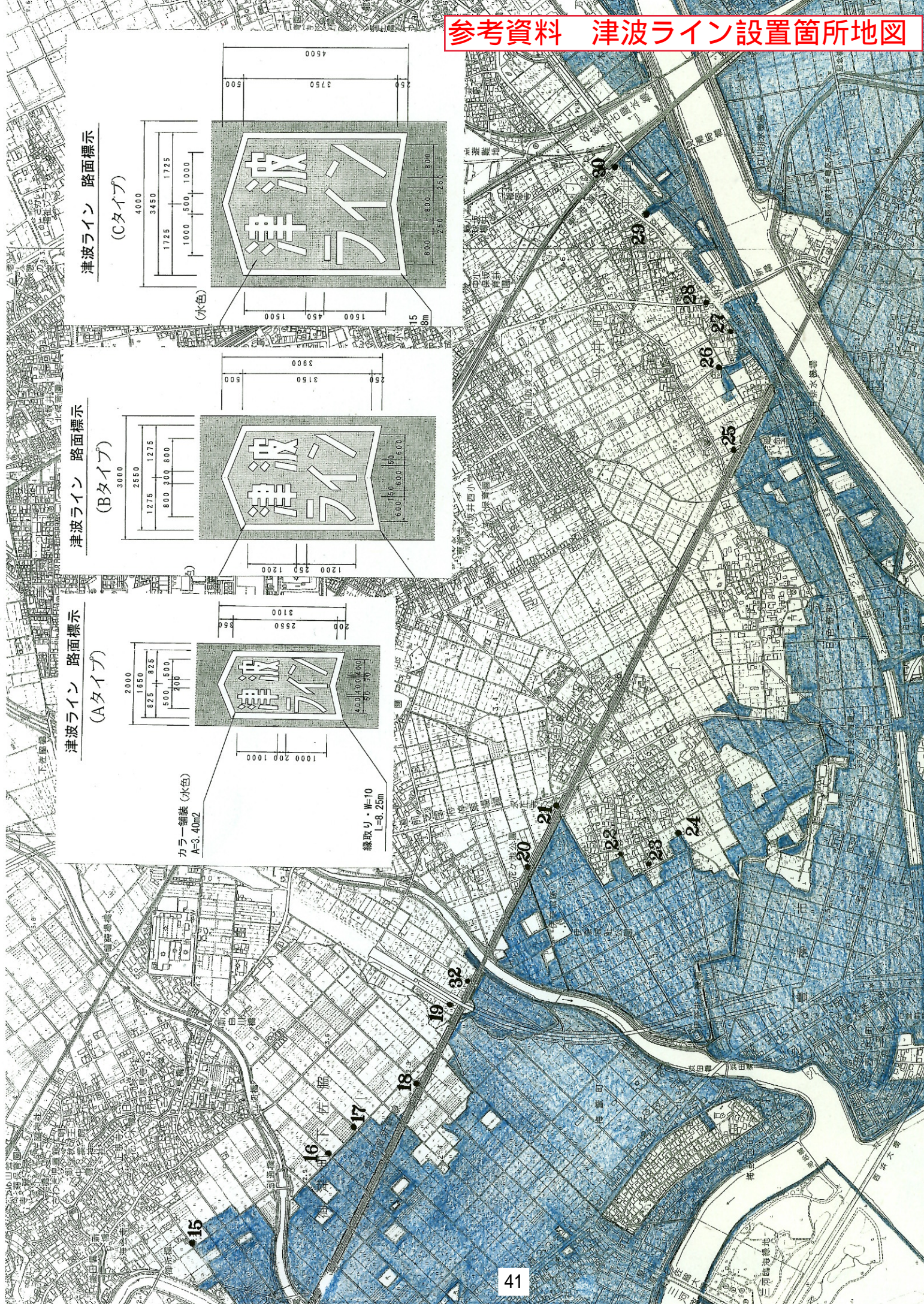


津波ライン 路面標示 (Aタイプ)



カラー舗装 (水色)
A=3.40m²

線取り・W=10
L=8.25m



2 津波標識

南海トラフ地震により発生する津波対策として、平成28年度に、理論上最大想定モデルの津波浸水想定ライン上の県道3箇所に津波標識を標示したものです。周辺住民ならびに県道利用者に周知することにより、地震発生時に、迅速な避難行動に移行できるようにする目的で設置したものです。

(1) 参考写真



(2) 設置箇所

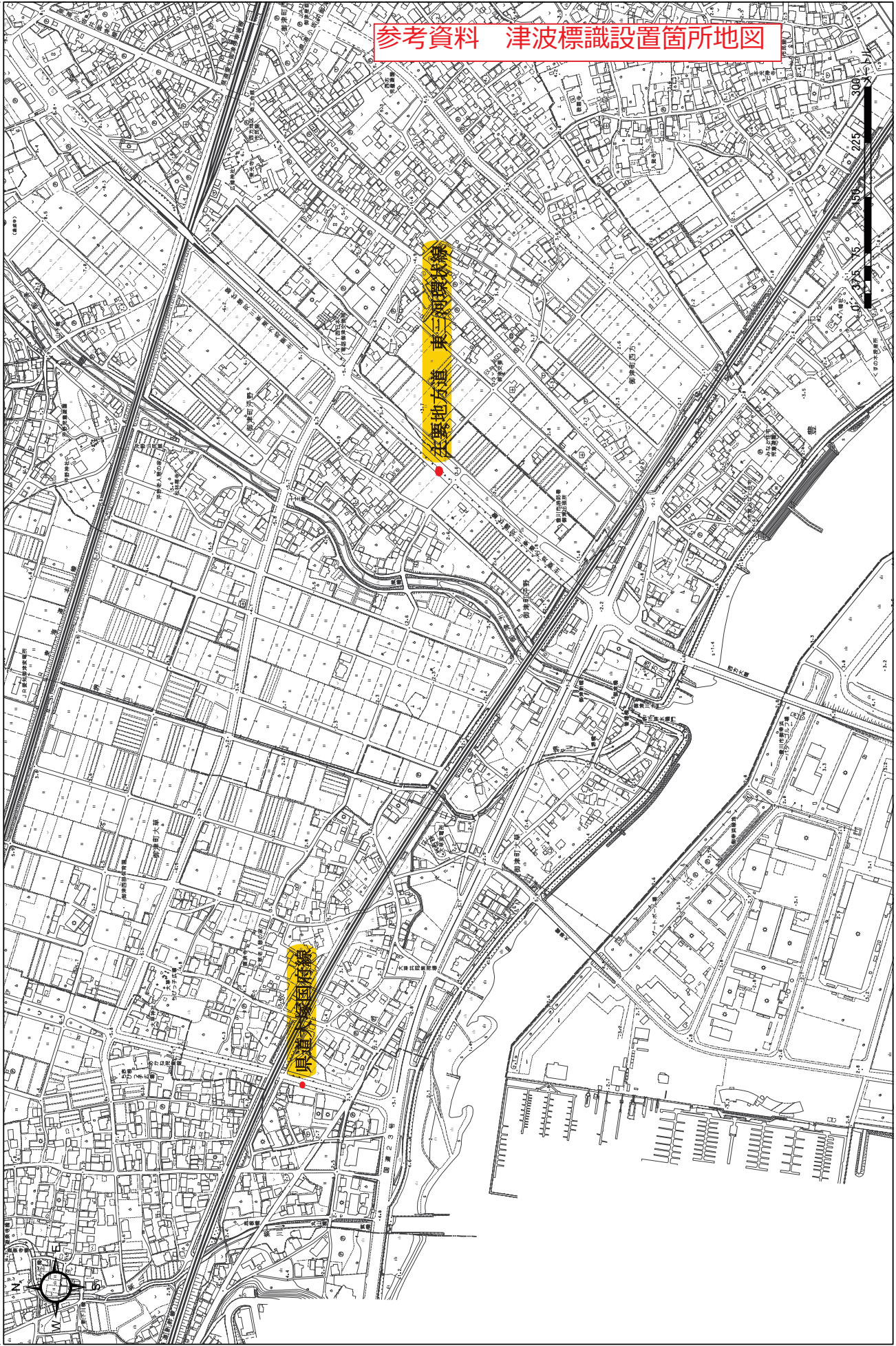
豊川市御津町大草西浜4番3 (県道大塚国府線)

豊川市御津町沓野堀合26番地2 (主要地方道東三河環状線)

豊川市伊奈町神田112番地先 (県道前芝国府停車場線)

(参考資料 津波標識設置箇所地図)

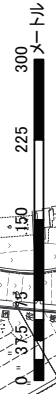
参考資料 津波標識設置箇所地図



地帯図は現況縮集された図面であり、司法上の権利関係はあつたものではありません。
 なお、豊山西部土地区画整理事業地区及び豊山駅東土地区画整理事業地区は施工中のため、
 進捗状況等の詳細な区画整理進捗状況は表示していません。
 印刷地図の縮尺は、プリンタの設定等により、指定した縮尺にならない場合があります。

参考資料 津波標識設置箇所地図

県道前芝国府停車場線



豊橋市

1/5000

地帯図は現況縮集された図面であり、司法上の権利関係をあらわしたものではありません。なお、豊川西部土地区画整理専業地区及び豊川駅東土地区画整理専業地区は施工中のため、進捗状況等の詳細な区画整理課へお尋ねください。印刷地区の縮尺は、プランタの設定等により、指定した縮尺にならない場合があります。

3 のろしグナル

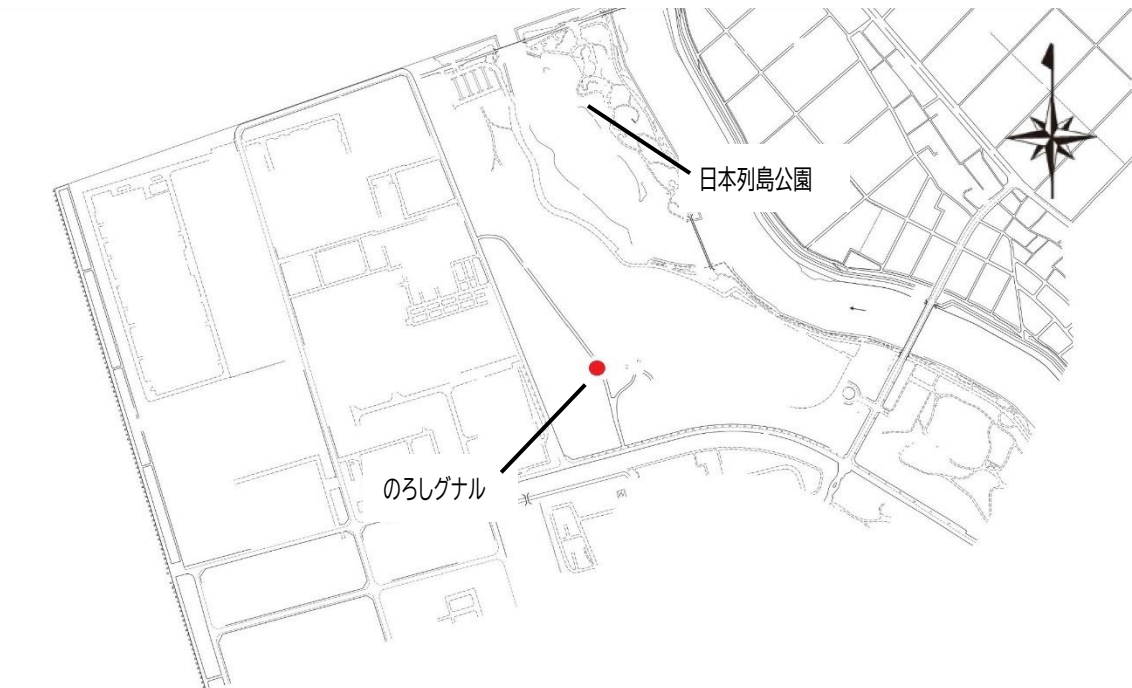
津波発生時における臨海地区企業の従業員などの迅速な避難を促し、安全を確保するため、避難用高台に設置したものです。津波注意報発令で自動発光、津波警報・大津波警報発令で自動発光に加え自動発煙し、避難を呼びかけます。

(1) 参考写真



(2) 設置箇所

豊川市御津町佐脇浜 1 号地



4 避難用階段

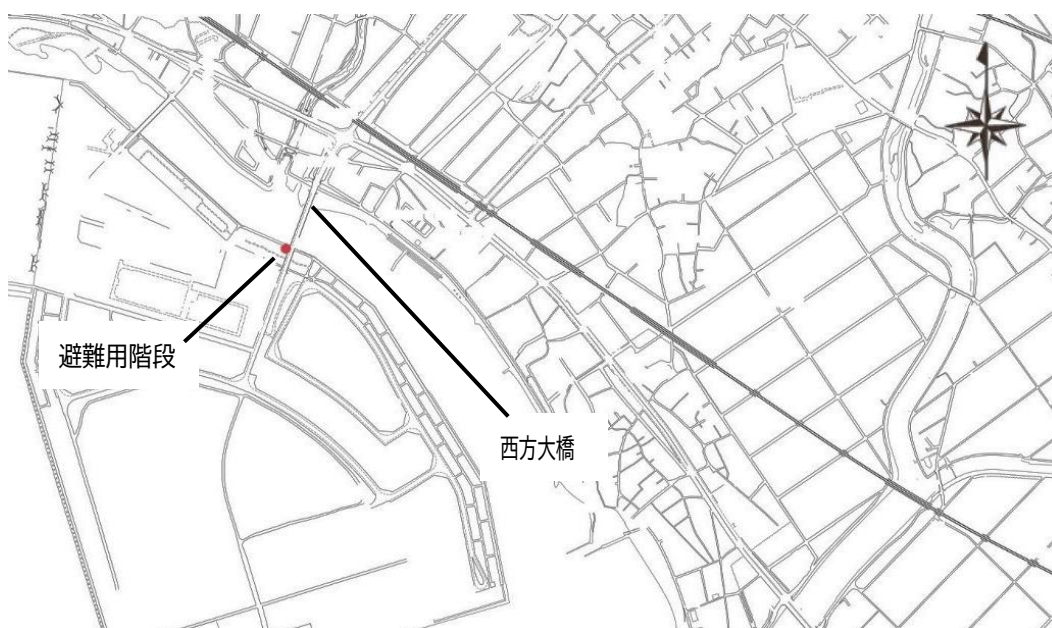
御津1区臨海工業用地で操業している企業の従業員や公園等を訪れている市民等が迅速に避難できるように設置したものです。

(1) 参考写真



(2) 設置箇所

豊川市御津町佐脇浜1号地



豊川市津波避難マニュアル

平成29年11月作成

令和4年11月改定

発行 豊川市

編集 危機管理課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 (0533)89-2194

FAX (0533)89-2655